

第8回 さがみはら都市経営ビジョン策定委員会 会議録

《会議録》

会議名	さがみはら都市経営ビジョン策定委員会	
事務局	企画部企画政策課	
開催日時	平成16年12月10日（金） 午後7時30分～午後10時00分	
開催場所	市南合同庁舎3階講堂	
出席者	委員	8人（辻委員長、野中副委員長、吉田委員、西本委員、赤柴委員、津川委員、日原委員、松田委員）
	事務局	5人（高橋課長、服部主幹、田辺副主幹、六反主任、水野主事）
傍聴者数	0人	
会議次第	1 議題 (1) 「(仮称) さがみはら都市経営ビジョン」提言書の骨子について (2) その他 今後の進め方について	

《審議経過》

(1) 「(仮称) さがみはら都市経営ビジョン」提言書の骨子について

辻委員長：今回からは、これまでの委員の意見を踏まえた取りまとめ作業を行っていきたいが、重点的に取り組むべき事業等について、事前に委員皆さんから意見が（事務局に）提出されていることと思われるので、まずは、それぞれが出された意見について述べて欲しい。

松田委員：これまでの委員会での議論で話題に上った内容や周囲の反応で最も関心の高かったことについて提案したい。市民は、市政に参加するとはどういうことか、何がどう進むのかを具体的に知りたがっている。自治会以外でも民意を行政に伝えられるしくみとして、市政モニターなどの制度が有効ではないかと考えるものである。

西本委員：今までの議論を通じて、言いたかったことをまとめた。最も難しい問題は、歳入を増加させることで、どういうまちのあり様を目指すのかを考えていかなければならない。従来の工場誘致策では、将来が見えにくい。

次に、市の業務のアウトソーシングであるが、市場化テストを行う業務を市民が言えるしくみをつくる必要がある。

人事管理制度については、市職員の適正な評価が必要で、従来の年功序列型から、能力主義

成果主義に近づくしくみが求められるが、評価されるのは下の者だけで上の者（上級のマネージャー）は評価されなくて良いということにはならない。民間企業では、経営層が株主に評価されている中で、市の上級マネージャーも株主たる市民に評価結果を公表するくらいのことを行っていく必要がある。

パートナーシップについては、行政は市民との協働を進めると具体的にこう良くなって、コストはこれだけかかるといった内容を示すことで、初めて市民は納得し、動き出せる。市民アンケートの結果に示されるように、市政への市民参加やコミュニティ活動への参加について関心はあっても、実際の行動を起こせない。行政には市民の社会参加を促す相談体制の充実や経営資源に関するサポートが必要となる。そのためには、職員の中に「パートナーシップの伝導師」の育成が急務である。

顧客満足の向上については、市民間の利害関係が一致しないサービスの評価が最も難しい。重要なのは、民主主義に従って、市民が安心できる政策決定プロセスになっているかどうかである。それが原点である。

都市内分権の早急な導入には消極的である。現状で進めるには無理がある。市民自治のモデルケースを設定して、真に分権の担い手として、市民自身が自らを認識し、実行することの責任をどこまで持つことができるのかを評価のものさしとして進めていくことができれば良いかと思われる。

津川委員：行財政運営対策報告書は現状課題の捉え方など、一部を除いてよくまとめられていると思う。その一部とは、都市内分権についてであり、これに関する内容は不明確で、屋上屋を重ねる感じがして、プログラムも未消化である。その他の取組み項目は、実施主体も検討され、後はPDCAサイクルを回して実施するだけの段階に来ているといえる。それらの実施スケジュールは、絵に描いた餅で終わらせないために、実施主体、実施期限、実施の到達目標の定量化、を明確にした実施計画書として策定すべきである。

吉田委員：市の歳入については、都市間競争に勝ち抜くためにインセンティブを与えながら、新しい方向へ導くという方法が一つある。また、市の努力も必要だが、国の制度なども有効活用しながら、政令市と財源の自由化を目指した中で政策を示すのも一つの方法である。こうした市の将来像を具現化することは、市民、職員に夢と希望を与えることができ、メリットがある。

市の歳出については、行政内部と市民の問題の2つがある。行政内部のことであれば、どうしても人事院勧告にとられる。一律の給与体系にこだわっているのは、抜本的な改革を進めることはできない。その根本のタガを外せない限り、上辺だけのものになる。市独自の「相模原方式」の給与制度を構築することが必要である。

給与制度の改革は、行政のフラッグシップであり、市民が一番関心を持つところでもある。裏を返せば、市民への説得力が最も高いところであり、給料が高いなどの話ではなく、どうやって市民に納得してもらえるかが、市民参加型の行政を築き上げていく上で最大の説得力になり得る。そのためには、行政内部の職員が危機感とプライドを持って携わって欲しい。

行政サービスに関しては、細部にわたり原価計算がなされていないと、提供する側、受ける側の判断基準がない。

アウトソーシング（民間委託）に関しては、いわゆる許認可を除けば、全てのことが民間でできる。この部分に関しては、アウトソーシングが進めば進むほど、小さな政府を目指すことができる。官民競争で官が負け、民ができるとなれば、その業務は改善が進むことになる。

次に、市民サイドでみると、パートナーシップに関しては、誰がいつ何をするという5W1Hの理論からの戦略やしかけがないと、そう上手くはいかない。どういうコミュニティを目指し、どのようなインセンティブを与えるかが重要である。

都市内分権については、目的が若干不明確な感がある。日本型社会構造の中で、地域への権限移譲をどこまで進めるかは、根が深い問題である。ともすると、行政の役割に大幅な狂いが生じることになる。さらに、予算の権限移譲も含めた中で行うとなると、許認可など根本的な部分が崩れていくことにもなりかねない。慎重な議論が必要である。

赤柴委員：パートナーシップは新しい都市経営のポイントになる。具体的に市民と行政との協働事業を実践して、市民と行政との距離を縮めることが必要である。また、市民と行政をつなぐ組織として、市民活動サポートセンターの機能が重要であり、行政側で丸投げするのではなく、市民とともに考えていく丁寧なサポートが必要である。

日原委員：まず、議論の前に市が何をもちって重点プログラムを作成したのか、その元になる情報を示すべきであると考えている。

重点的に取り組むべき事業等についての意見としては、本市が少子高齢化社会の進展に伴う税収減など財政的な影響を勘案し、将来に向けては、高齢者や育児への支援を充実し、住民の増加を促していく必要があると考えている。

野中副委員長：いろいろな行政計画があるが、予算の裏付けがどういう形で補われているのかが不透明である。収入が伸びていくのか、止まるのか、基本的な財政データを示した上で、どのような事業を行うのかを示すべきである。

職員が危機感を持たないとこれからの税収増は見込めない。例えば、今後10年間の財政収支見通しを掴んだ中で、どういうサービスができるのかを示すことが前提である。それが出来て初めて市民参加を促す施策も展開できる。

辻委員長：私の意見も皆さんとほぼ同じである。提言書をまとめるにあたって、市の行財政運営対策会議報告書をたたき台として検討してきた経過を踏まえ、ビジョンの素案をゼロからつくるのではなく、委員会の中で、都市経営の目指す方向性について、骨太の考え方を書き連ねていったほうが提言書としてのインパクトがあり、費用対効果も高いと考えられる。

したがって、今後は委員の意見を骨太にして、事務局が取りまとめを行うこととしたい。また、提言書の内容は、概念的な美辞麗句を並べるだけでなく、具体的な提案も出していきたい。

ただし、委員の提案のうち、既に市が実施し、対応している部分については、提言書には掲載しない方向で考えたい。

それでは、各委員から出された意見について、提言書にどのように反映させていくかを議論していきたい。まずは、本日欠席されている村尾委員から出された意見について、事務局から市の現状についての説明を求める。

◆情報の公開について

事務局：(1) 情報公開条例の制定あるいは改正について、

「ア 相模原市の住民だけでなく、誰でも情報の公開を請求できる」については、市の情報公開条例の条文では、誰でもという意味合いにもよるが、市政に関わりを有しない者でも、公開を必要とする理由を明示すれば、公開請求ができる。

「イ 公開の対象となる情報は、文書、図画、写真等だけでなく、職員が職務上作成し、または取得したもので、役所が保有するものも含む。」と「ウ 公開の対象となる情報は、決裁または供覧したものだけでなく、職員が職務上作成し、または取得したもので、役所が保有するものも含む。」については、現行の条文における公文書の定義に合致している。

「エ 公開できない情報については、その理由を明らかにして住民の理解を求める。」については、現行は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開しない理由を明記して、公開請求者に対し、その旨を書面により通知することとなっており、その決定に不満があれば不服申し立てをできるしくみになっている。

「オ 役所は情報公開を請求された後、その翌日から7日以内（休日を含まない）に公開するかどうかの決定を行う」については、現行は、14日以内（休日を含む）としている。

「カ 公文書の閲覧は無料とする。」については、現行は無料としている。

(2) 役所が公式に設置した審議会等の審議を原則として公開するという提案について、現行では既に審議会等に関する公開基準を定めている。

(3) 役所が作成する決裁文書（情報公開対象文書）の様式は、これを住民に公表し、予め住民の理解を求めるという提案について、

現在は電子決裁のためWORD形式が中心で様式は決まっていない。公表するために様式が必要かどうかについて、委員皆さんの意見をお伺いしたい。

(4) 役所のサービスに対する苦情、要望等、及びこれに対する役所の対応は公表することについて、

現行は市長への手紙などを通じて苦情、要望等が寄せられており、手紙に氏名を記入された方には回答しているが、個々の回答文書は公表していない。ただし、苦情等の受付については電話、Eメール等、あるいは担当課へ直接足を運んでもらえれば対応できるシステムになっており、全庁的に丁寧かつ迅速な対応を心掛けている。また、市民電子会議室では、市の回答は公開されている。

辻委員長：村尾委員の提案する内容の大部分は既に実現されており、今後は苦情、要望等への対応状況の公表など、一部についてホームページの掲載内容をどれだけ充実できるかが課題であり、提言書には、ITの推進と絡めて対応する方向でまとめていきたい。

◆行政サービスに関する住民への分かりやすい説明について

事務局：(1) 役所が提供する個々のサービスについて公益性や税金を使うことの妥当性、成果など6つの項目について住民に分かりやすく説明するという提案については、事務事業評価表が一つの目安になろうかと思われるが、ホームページ上の公開が基本となるため、今後、市民に分かりやすい情報の提供方法を工夫しながら、更なる説明責任を果たしていくことは可能である。

辻委員長：これまでの委員会でも議論されたように、市では形式的には行われているものの、実際の行政施策に活用されておらず、本質的には解決されていないため、提言書には、住民に分かりやすく、実効性の高いものとなるよう、改善点をきちんと盛り込んで掲げていくこととする。

事務局：(2) 役所に苦情受付窓口（面会、電話、手紙、Eメールなど）を設け、苦情に対しては丁寧かつ迅速に対応することについては、現行では基本的に担当課の窓口で対応している。また、ここ数年は市民に窓口サービスアンケートを実施し、窓口サービスに対する市民ニーズの把握に努めているところである。

吉田委員：通常 of 常識的な苦情であれば、常識的な回答で良いと思われるが、通常でない苦情（暇つぶしや高飛車に受ける苦情）もあると思われるため、苦情処理状況を公表するにしても、通常でない苦情の抑止力につながるきちんとした対応がとれる体制にしていくべきである。

津川委員：市は市民オンブズマンは置いているか。

事務局：市の制度としては置いていない。市民が組織するオンブズマンは存在している。

辻委員長：市民オンブズマンは、川崎市を例にとると、最初は官製で制度が導入されたが、その後は市民が各分野に特化し、ボランティアで自発的に行うようになり、結果として官製の市民オンブズマンよりも踏み込んだ監視機能を持つようになった経緯がある。一頃は、行政の交際費などが取り沙汰されていた。

また、政令市クラスの大きな都市では、苦情件数も多く、コールセンターなどを設置して専門的な対応を図っているようである。

今後は、苦情に対する丁寧かつ迅速な対応については、提言書に盛り込むこととしたいが、市の苦情処理の現状を調べて、村尾委員が提案する苦情受付窓口の設置をはじめ、コールセンターやカスタマーセンターなど、どのようなやり方が効果的なのかは提言をまとめるにあたっての課題にしていきたい。

事務局：(3) 少なくとも月に1回、市長と住民の間で質問タイムを設けることについて、本市では、個々のテーマについて市長が市民と直接話し合う機会を設けている。ただし、フリーなテーマで話し合う場はないのが現状である。

西本委員：市長への手紙の内容は、市長自身は読んでいるのだろうか。

事務局：市長は全て目を通してている。手紙の内容には、苦情もあれば提案もある。

辻委員長：自治体によっては、一堂に会す場を設定しているが、相模原市のように 60 万人規模の都市だと、物理的な対応はなかなか難しい。しかし、市長と市民が直接対話する場は必要であり、課題として捉えておく必要がある。

野中副委員長：市長と住民とのコミュニケーションは、地区単位では市政懇談会や市長と語る会などを通じて行われている。しかし、コミュニケーションをどこまで深めるかの度合いは計りかねる。どれが 100%上手くいつているかとも言いかねる。

辻委員長：いろいろな状況を整理しながら、より効果的な方法を課題にしていきたい。

◆サービスの選択、民間委託について

西本委員：業務のアウトソーシングについては、委託できるかできないかを市民が決められるとか、随意契約できない業務については公募をかけるなど、ルールを決めて強化していくべきである。

辻委員長：行政サービスの提供者を民間事業者に委ねるべく、サービスの選択、民間委託のあり方については、これまでも策定委員会の中で議論してきたが、市場化テストや委託化、民間開放に伴う市民委員会等のルール化など具体的な内容を提言書に載せていくことにしたい。

◆市民参加を推進する手法の確立について

事務局：松田委員の「市政協議組織」でいう特定の市民とは、いわゆる審議会等への公募市民と理解されるが、現行では一定の割合で基準が設定されている。

また、市政モニターについては、制度としてある。その他、法律や税務に関する相談、市政相談など行政相談を受け付ける制度がある。

松田委員：市政に市民が参加しているという実感が持てるよう機能する市民組織があれば良いと考えている。

事務局：来年度にパートナーシップを推進するための市民組織である市民委員会を設置していく考えである。

辻委員長：市民協議組織（審議会のようなもの）や市政モニターの制度は、現在も実施されおり、特に審議会等への市民公募は他市と比べても高いレベルにある。

ただし、これまでの策定委員会の議論でもあったように、市政への関心を高めるといふ部分については、市としてどう考えるかが非常に重要な問題である。

西本委員：永遠のテーマに近いが、総論として市民の市政への関心度が高いことから、「パートナーシップの伝導師」のような人達が責任を持って臨む必要があり、そのために何をどうすれば良いのかを考えるべきである。吉田委員の言われる戦略的な取組みと同じ意味合いである。

辻委員長：サイレントマジョリティとなった市民の潜在的なニーズを把握するために、どのような工夫が考えられるか、提言書には、その部分を盛り込んでいきたい。

◆都市内分権について

辻委員長：津川委員の意見にあった都市内分権について議論したい。

吉田委員：都市内分権については、行政が描いているイメージと我々のイメージに差があり過ぎる。何をどうするという具体的なイメージが示されないとズレが生じたままである。

野中副委員長：いろいろな解釈の仕方があると思うが、市民と行政が、パートナーシップで同じ目的に向かってまっとうしようということを目指しているのだと思う。これは行政で、これは市民ということではない。行政から市民に与えることがパートナーシップではない。パートナーは相棒を意味し、シップは精神を意味する企業のような共同体である。市民と行政が一体的にやれる仕組みができればパートナーシップは実現する。

津川委員：そもそも都市内分権という言葉が実態を伴わず、何をどうするかという具体的なイメージがわからない。行政の取組みを一度やめてはどうか、やめることも大事である。

西本委員：都市内分権とは、合併の話と同時に論じられるテーマであり、順序が逆である。確かに、長期的な展望に立てば必要であることもわかるが、合併協議の最中にあるのは、それまでに人口の少ない地区でモデル事業にしておきたいというのが市の本音であろう。アクションプラン（未定稿）のスケジュールを見てもおおよそ見当がつく。

事務局：市では、都市内分権について、合併とは無関係に平成 14 年度から研究を行っている。平成 15 年度には、さがみはら都市みらい研究所を設置し、2 年間の研究を行っている。現行の新行政改革大綱においては、都市内分権についての定義を「地域社会における問題の解決等において、決定の機能や権限等を地域行政機構に委ねることによって、地域社会における自主決定のしくみの領域を大きくしていくこと。」としている。

基本的には、市役所内部の権限を地域行政機構へ移譲し、肥大化した役所を出張所などで決められるようにする。その過程で地域の方と話し合いをするしくみを構築することを意味している。合併の話を挙げられたが、結果的には地域協議会という制度がある。津久井地域は編入合併なので、議会もなくなることから、地域住民の意見を反映させるために制度を導入し、新市全体の都市内分権のあり方については、合併後 5 年以内に検討することで合意がされている。市長も先に行った都市経営シンポジウムで発言したが、パートナーシップを突き詰めると、結果的に都市内分権に行き着くという考え方であり、都市内分権の取組みをやめることがいいことなのかどうか判断することは難しい。

津川委員：都市内分権とは、市民と行政、市民と市民のパートナーシップが行き着く先にある考え方であるならば、パートナーシップと並行して進められるのはおかしい。

事務局：市民主体の都市経営を考えた時に、かつて行政は全市的に公平なサービス提供を進めてきた事実がある。例えば人権問題など、全市的に考えていくべき施策もあるが、高齢者の方が多い地域や子育て世代の多い地域などそれぞれの特性がある地域を一つのものさしで網をかけていくサービスでは十分な市民の満足は得られない。必要なところで必要なサービスを提供するためには、市民に身近な地域でサービス提供が行われることが必要であるというのが都市内分権の基本的な考え方である。地域について考える場をモデル的に2地区で実施させていただき、どういう課題があるのか、どう課題を解決していくのか、どう連携するのか、こうしたこと一つの形態として市民分権とは何か、行政分権とは何かを明らかにしていきたい。

辻委員長：モデル地区とは、具体的には公民館区などを想定しているのか。

事務局：地域活動もあるが、エリアを越えた活動、あるいはPTAなどの小域もあり得る。多様な主体を一つの場として同じような形態でやっていける範囲をモデルとしてとらえている。

野中副委員長：地域について地域が考えるしくみづくりをモデル的に行っていくということであるならば、むしろパートナーシップのカテゴリーに含めるべきで、分権という言葉から連想されるイメージとは余りに外れている。市民分権というと、行政権限を市民に移譲するというイメージを抱いてしまう。

事務局：国から地方へという分権の流れを市が地域へという印象でとられると語弊がある。地域への権限移譲というのは、市民が地域のことを自分達で決められるしくみをつくるということである。市民が自己発議し、自ら実施するということでは、ある意味で地域主権という言葉を使った方が適切であるといえる。

吉田委員：都市内分権の研究は、もっと突き詰めないといけない。例えば、既存の自治会機能を活用し、てこ入れしながら行政側からの支援を行うとか、公民館活動を盛り上げようとか、具体的なイメージがないと市民はなじめない。既存の地域組織を上手く活用しながらであれば絵が上手く描ける。現在の形態を上手く活性化する方法が良い。

辻委員長：言葉としては、「都市内分権」は残して良いが、「行政分権」と「市民分権」を使うのは止めた方がいい。今後は都市内分権について、次の3つの観点から合意形成していく方向で提言書としてまとめていく。

- ①仮に津久井地域と合併するならば、津久井地域で実施される地域自治区の制度を検証し、この制度をどう実現させていくかを5年間で考える。
- ②パートナーシップにより、自治会活動、NPO活動等を今後どう伸ばしていくかを考える。
- ③地域行政機構（出張所等）の見直しを市民ニーズに従って検討する。

なお、都市内分権の啓発はやめるべきである。市民と対等な立場でない。市は都市内分権についてもっと具体的に詰めないといけない。

アクションプランの項目にしても、赤柴委員や津川委員の意見に応える実施計画になっていない。提言書としては、いくつかの重要事項をつくっていききたい。

◆パートナーシップについて

津川委員：このアクションプラン（未定稿）は、具体性がなく、定量化やスケジュールの書き方など、評価のできるつくりになっていない。

辻委員長：アクションプランの項目に掲げるパートナーシップの環境づくりについては、市民活動サポートセンタースタッフの研修の強化・充実だけではわからない。

事務局：スタッフの研修の強化・充実によって、より効果的な取組みが生まれることを想定している。

辻委員長：パートナーシップに関する取組みについては、内容に乏しい。市民活動サポートセンターにしても受託の費用や役割をどうするのが問題で研修の強化とかそういうレベルの話ではない。センター運営の見直しが必要である。

事務局：アクションプランの表記については、見直しを行うのは当然の事として、あえて見直しという言葉は使っていない。次年度以降は、このアクションプランを検証するシステムをつくっていききたいと考えている。

辻委員長：スケジュールは書いてあるが、これも絵に書いた餅に過ぎない。

赤柴委員：アクションプランでは、施策や事業の計画段階から市民が参加できるしくみを明確に示さないといけない。

西本委員：委託にしても、そもそも委託の仕方が悪いという見方もある。

野中副委員長：現状では、防犯面を除き、地域でさほど困っている課題はない。最初から、行政がこうしてくれという働きかけではなく、パートナーシップの環境づくりというテーマのみで進められると上手くいくと思われる。

行政はあまり決めない方がいい。どう進めた方がいいかは市民が決めることで、地域に合ったやり方がある。そうすることで、行政も波に乗っていける。

日原委員：パートナーシップも最初のフレームを示さないと、現実問題として果たして上手くいくのかは疑問である。理想はいいが、大事なのは、その後の市民がものを持って行政の姿勢が変えられるかどうかである。

西本委員：かつて市には、パートナーシップ懇談会があったが、PDCAの止まった状態で2年以上も経過している。

辻委員長：パートナーシップについては、市民の関心を高めて、市民活動サポートセンターへの委託のあり方を含め、市民が具体的に活動できる施策の方向性を提案していきたい。

日原委員：何かを成し遂げるためには、紙の上ではなく、実践から始めるのが良いと思われる。先程、議論にあった都市内分権についても、唐突にあなたの地区がモデルになりました、と言われても市民はよく分からない。実施するからには、成果が目に見えるものでないといけない。例えば、公共の道路をきれいにするとか、個人レベルで実感できるものでないと持続性がない。

辻委員長：パートナーシップを本気で推進したいのであれば、微々たるお金を中途半端に出すのではなく、市民の自主事業に公益性があれば、思い切ったお金の使い方が必要である。

アクションプランに、パートナーシップ助成制度の効果検証とあるが、僅か3年間で何が評価できるのか。

野中副委員長：行政は単に担い手も場所も地域でということだけでは、地域の人達はやってくれない。何か良いことを地域で行ってもらうためには、本気で助成を考えてもらいたい。折角良い自主事業もおざなりになる。

西本委員：パートナーシップのまちづくりを本気でつくっていくのかどうか、行政の姿勢が問われる。

辻委員長：各委員は次回の策定委員会までに具体的に活動できる事業を考えて欲しい。

◆歳入増加策について

辻委員長：歳入増加策については、この委員会でも議論を行い、具体的な方策を導き出す結論に至っていないが、考え方は出していきたい。

吉田委員：経済団体を引き込み、民間の知恵を借りることが必要である。

辻委員長：次回の策定委員会で、皆さんで知恵を絞りながら考えていきたい。

◆人事管理制度について

吉田委員：職員給与に関しては、委員会の中でも随分議論された割に、最終的なアウトプット（アクションプラン）は、わずかに職員評価制度一項目に過ぎない。最も重要な部分であるから真剣にやっていただきたい。

辻委員長：公務員制度改革を睨みながら、市独自の給料表を作成する等、提言書において、大胆な見直しを提案していきたい。

《決定事項》

1 提言書のまとめについて

- ◆提言書のまとめ方は、行財政運営対策会議報告書をたたき台として検討してきた経過を踏まえ、ビジョンの素案をゼロからつくるのではなく、委員会の中で、都市経営の目指す方向性について、骨太の考え方を書き連ねていったほうが提言書としてのインパクトがあり、費用対効果も高い。
- ◆したがって、今後は委員の意見を骨太にして、事務局が取りまとめを行う。
- ◆提言書の内容は、概念的な美辞麗句を並べるだけでなく、具体的な提案も出していく。

2 提言の時期について

- ◆市長選挙前までには、市へ提言書を提出する。そのため、年内には総論から各論にいたるまでの提言書をまとめ（次回開催は12月21日）、間に合わなければ年明け早々にまとめることとする。（予備日1月11日）

《さがみはら都市経営ビジョン策定委員会委員名簿》

出欠	氏名	選出区分
出	辻 琢也	学識経験者(政策研究大学院大学)
欠	村尾 信尚	学識経験者(関西学院大学)
出	野中 保	団体推薦(相模原市自治会連合会)
出	吉田 修一	団体推薦(相模原商工会議所)
欠	柴田 正隆	団体推薦(相模原青年会議所)
出	西本 敬	団体推薦(相模原ボランティア協会)
出	赤柴 美重子	公募委員
出	津川 恒久	公募委員
出	日原 一智	公募委員
出	松田 宏	公募委員